

寄付金に対する税制上の優遇措置について

日本赤十字看護大学は特定公益増進法人(学校法人等)に該当します。そのため、ご寄付は以下の税制上の優遇措置を受けることができます。

本学へのご寄付は、一般寄付金の損金算入限度額と別枠で当該事業年度の損金に算入することができます。損金算入にあたっては「特定公益増進法人に対する寄付金(寄付金を一定の限度額まで損金に算入できる)」と「受配者指定寄付金(寄付金の全額を損金に算入できる)」をお選びいただけます。

特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- (1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- (2) 特別損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

※所得金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

※特別損金算入限度額を超える金額は、一般の寄附金の額に含めます。

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

受配者指定寄付金

「受配者指定寄付金」は、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、日本私立学校振興・共済事業団を通じて、寄付者が「指定した学校法人」へ寄付していただく制度で、寄付者に対して税制上の優遇措置(寄付金全額の損金算入)を行うものです。

詳細については、別紙「受配者指定寄付金制度のご案内」をご覧ください。